



秋田県公報

平成十三年五月十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第六十一号

秋田県公報発行規則の一部を改正する規則

秋田県規則(昭和二十九年秋田県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「掲げる課」の下に「、同表の下欄に掲げる室」を加え、「課及び」を「課、」に改め、「地方機関」の下に「及び同規則第十五条の四第二項に規定する北秋田地方部大館地区総合事務所並びに秋田県チーム設置規則(平成十三年秋田県規則第四十五号)第二条の表の下欄に掲げるチーム」を加える。

目 次

規 則

秋田県公報発行規則の一部を改正する規則(六一・総務課)

告 示

地籍調査の成果の認証(三二八・農地計画課)

平成十三年度保育士試験の実施(三二九・子育て支援課)

大規模小売店舗の変更に關し聽取した意見の概要(三三〇・商工業振興課)

公 告

土地改良区の役員の退任及び就任の届出(鹿角総合農林事務所)

(山本総合農林事務所)

(秋田総合農林事務所)

(秋田総合農林事務所)

土地改良区の定款変更の認可(秋田総合農林事務所)

(山本総合農林事務所)

(秋田総合農林事務所)

所)

市町村営土地改良事業の施行の認可申請を適當とする旨の決定(秋田総合農林事務

所)

教育委員会規則

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則(一一・義務教育課)

人事委員会公告

平成十三年度秋田県教職員採用試験公告

平成十三年度警察官採用試験公告

収用委員会公示送達

土地收用法施行令による公示送達

規 則

秋田県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田県告示第三百一十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第一項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十三年五月十八日

秋田県知事 寺田典城

一

(一) 調査を行つた者の名称

岩城町

二

成果の名称

由利郡岩城町の地籍図及び地籍簿

測量及び調査を行つた地域

実施年度及び認証面積

平成十二年度

(四) ○・七四平方キロメートル

(五) 認証年月日

平成十三年五月十日

(一) 調査を行つた者の名称

雄勝町

雄勝郡雄勝町の地籍図及び地籍簿
成果の名称

測量及び調査を行つた地域

雄勝郡雄勝町大字小野、横堀の各一部
実施年度及び認正面積

実施年度及び説明面積

〇・九四平方キロメートル

平成十三年五月十日
認証年月日

11 of 11

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十三条第一項の規定により、次のとおり平成十三年度保育士試験を実施するので、児童福祉法施行細則（昭和四十八年秋田県規則第十五号）第十四条第一項の規定に基づき、公告する。

（一）試験の日時及び場所
1) 筆記試験
日時

平五

平
原
十

秋田市旭北栄町一番五号 秋田県社会福祉会館

(1) 実地試験

平成十二年七月一十五日（水）午後二時三十分から午後四時まで
平成十三年七月一十六日（木）午前九時から午後五時まで
平成十三年七月二十七日（金）午前九時から午後五時まで

(2) 場所 秋田市旭北栄町一番五号
秋田県社会福祉会館

試験科目及び時間割
七月二十四日

保育原理及び教育原理 保健衛生学及び生理学

児童福祉
社会福祉
保育実習（筆記）

(二)七月二十五日 児童心理学及び精神保健 午前九時三十分から午前十時三十分まで
栄養学及び実習(筆記) 午前十一時から午後零時まで
看護学及び実習(筆記) 午後一時から午後二時まで
保育実習(実地(絵画製作)) 午後一時三十分から午後四時まで
七月二十六日から七月二十七日(県が指定した一日)
保育実習(実地(音楽リズム及び言語)) 午前九時から午後五時まで

二 受験資格

次のいずれかに該当する者

(一)学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)による大学に一年以上在学して六十二単位以上修得した者又は高等専門学校を卒業した者、その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣の定める者

なお、厚生労働大臣の定める者は、次のいずれかに該当するものである。

(1)学校教育法による大学に一年以上在学している者であつて、十三年度中に六十二単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者

(2)学校教育法による高等専門学校及び短期大学の最終学年に在学している者であつて平成十三年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認められた者

(3)学校教育法による高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の専攻科(修業年限二年以上のものに限る。)若しくは盲学校、聾学校、養護学校の専攻科(修業年限二年以上のものに限る。)を卒業した者、又は当該専攻科の最終学年に在学している者であつて、平成十三年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認められた者

(4)学校教育法による専修学校の専門課程(修業年限二年以上のものに限る。)若しくは各種学校(同法第五十六条第一項に規定する者を入学資格とするものであつて、修業年限二年以上のものに限る。)を卒業した者、又は当該専修学校の専門課程若しくは当該各種学校の最終学年に在学している者であつて、平成十三年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認められた者

(5)外国において、学校教育における十四年以上の課程を終了した者

学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を終了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む。)又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、児童福祉施設において、二年以上児童の保護に従事した者児童福祉施設において、五年以上児童の保護に従事した者

平成三年三月三十一日において次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を終了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む。)又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者
- (2) 学校教育法による高等学校、又は文部科学大臣がこれと同等以上と認定した教育課程を二年以上履修した者で、児童福祉施設において一年以上児童の保護に従事した者
- (3) 学校教育法による高等学校、又は文部科学大臣がこれと同等以上と認定した教育課程を一年以上履修した者で、児童福祉施設において一年以上児童の保護に従事した者
- (4) 満十八歳に達した後、児童福祉法による児童福祉施設において三年以上児童の保護に従事した者
- (5) 一から四までに掲げる者のほか、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事において適当な資格を有すると認定した者
- (6) 平成八年三月三十一日までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者
- 四 受験申込みに必要な書類
 保育士試験受験申請書
 添付書類
 (2)(1) 受験資格を有することを証する書類 一通
 住民票の写し 一通
 受験申請書用紙の交付
- 五 受験申込み期間及び時間
 日曜日及び土曜日を除き、平成十三年五月十八日(金)から同年六月四日(月)までの午前九時から午後五時まで
- 六 受験申込み場所
 (一) 秋田市山王四丁目一番一號 健康福祉部子育て支援課
 郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「保育士試験受験申請書請求」と朱書きし、百四十円切手をはつたあて先明記の返信用封筒(A4判)を同封すること。
 郵送の場合は、締切日必着とする。

秋田山王四丁目一番一號 健康福祉部子育て支援課

郵送の場合は、封筒の表に「保育士試験受験申請書在中」と朱書きすること。

七 受験手数料
 (二)(一) 額 八千九百円
 納付方法

八 受験申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

平成十三年十月上旬に秋田県公報に登載するとともに、受験者には書面で通知する。

九 試験についての問い合わせ先
 健康福祉部子育て支援課(電話)018-860-1343

秋田県告示第三百三十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十三年五月十八日

秋田県知事 寺田典城

一大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデー秋田御野場店

秋田市仁井田本町五丁目十番一号

二 秋田市長の意見

意見なし

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十三年五月十八日から同年六月十八日まで

平成十三年五月十八日から同年六月十八日まで

公 告

(二)	就任理事の住所及び氏名
"	南秋田郡井川町井内字杉ヶ崎三十二番地
"	大麦字塚台七番地
"	赤沢字赤沢百五十番地
"	大麦字諏訪前七番地
"	施田字轡田百一十九番地
"	黒坪字小泉三十六番地
"	字新間四十番地の二
"	八田大倉字古堂五十番地
"	坂本字飛塚五十八番地の六
"	北川尻字上村宅地百二十番地
"	字中村四十一番地の一
"	今戸字小今戸十番地
"	字海老沢樋ノ口六十一番地の
"	字海老沢村五十六番地
"	字力チ田八十二番地
"	字狐川三十三番地の二
"	字家ノ後九十五番地
"	字寺ノ内七十八番地
"	浜井川字家の東七番地の一
"	字ヒル子三番地
"	字追回二十二番地の一
"	飯田川町飯塚字樋ノ下三十四番地の一
(三)	退任監事の住所及び氏名
"	南秋田郡井川町宇治木字宇治木四十八番地
"	北川尻字海老沢村百七十六番地
"	五城目町大川大川字東屋布百四十八番地
"	就任監事の住所及び氏名
"	南秋田郡井川町宇治木字宇治木五十五番地
"	北川尻字海老沢村百七十六番地
"	五城目町大川大川字東屋布百四十八番地
(四)	退任監事の住所及び氏名
"	男鹿市脇本百川土地改良区

伊館伊 伊館伊 田松小半伊遠伊鈴中鶩伊北伊門伊渡鈴小工齋鶩澤 田藤
 藤岡藤 藤岡藤 仲田海田藤藤木山谷 嶋藤間藤部木林藤藤谷石 仲田
 正幸 正幸 弘清金八十善忠富文勝 喜和誠久正 春昭
 春一毅 春一畠 東咲熙治光明治藏門新巳栄男孝衛寧準進 男三

三	佐藤 仁井田堰土地改良区
(一)	菅原 金三郎 退任理事の住所及び氏名
秋田市牛島西一丁目七番六十五号	菅原 金三郎
(二)	伊藤 良太郎 就任理事の住所及び氏名
秋田市牛島西一丁目十番四十一号	伊藤 良太郎
平成十三年五月十八日	

教育委員会規則

別表

市町村名	学校種別	定数				
		校長・教員	養護教員	学校栄養職員	事務職員	計
鹿角市	小学校	131人	10人	1人	10人	152人
	中学校	80	5	2	5	92
小坂町	小 "	36	4	1	4	45
	中 "	19	1	0	1	21
大館市	小 "	196	13	5	13	227
	中 "	130	8	1	8	147
鷹巣町	小 "	81	7	2	7	97
	中 "	44	2	1	2	49
比内町	小 "	54	6	1	5	66
	中 "	23	1	0	1	25
森吉町	小 "	28	3	1	3	35
	中 "	17	1	0	1	19
阿仁町	小 "	20	2	0	2	24
	中 "	11	1	1	1	14
田代町	小 "	42	5	1	5	53
	中 "	18	1	0	1	20
合川町	小 "	34	4	0	4	42
	中 "	16	1	0	1	18
上小阿仁村	小 "	19	2	1	2	24
	中 "	10	1	0	1	12
能代市	小 "	169	13	5	13	200
	中 "	105	6	1	6	118
琴丘町	小 "	33	3	1	3	40
	中 "	14	1	0	1	16
二ツ井町	小 "	59	6	0	6	71
	中 "	22	1	1	1	25
八森町	小 "	27	3	1	3	34
	中 "	13	1	0	1	15
山本町	小 "	30	3	1	3	37
	中 "	19	1	0	1	21
藤里町	小 "	17	2	1	2	22
	中 "	14	1	0	1	16
八竜町	小 "	25	2	1	2	30
	中 "	17	1	0	1	19
峰浜村	小 "	25	3	0	2	30
	中 "	13	1	1	1	16

秋田市	小〃	833	42	21	42	938
	中〃	526	22	11	25	584
男鹿市	小〃	112	10	1	10	133
	中〃	64	4	3	4	75
五城目町	小〃	53	6	1	6	66
	中〃	26	1	1	1	29
昭和町	小〃	30	2	1	2	35
	中〃					
八郎潟町	小〃	17	1	1	1	20
	中〃	17	1	0	1	19
飯田川町	小〃	14	1	1	1	17
	中〃					
天王町	小〃	73	4	1	4	82
	中〃	40	2	1	2	45
若美町	小〃	30	3	1	3	37
	中〃	23	2	0	2	27
井川町	小〃	21	1	1	1	24
	中〃	14	1	0	1	16
大潟村	小〃	13	1	1	1	16
	中〃	9	1	0	1	11
羽城中学校組合	小〃					
	中〃	24	1	1	1	27
河辺町	小〃	37	4	1	5	47
	中〃	25	2	0	2	29
雄和町	小〃	36	4	1	4	45
	中〃	26	2	0	2	30
本荘市	小〃	138	8	3	9	158
	中〃	81	3	2	4	90
仁賀保町	小〃	45	4	1	4	54
	中〃	30	1	0	1	32
金浦町	小〃	16	1	1	1	19
	中〃	13	1	0	1	15
象潟町	小〃	46	3	0	3	52
	中〃	23	1	1	1	26
矢島町	小〃	18	1	1	1	21
	中〃	18	1	0	1	20
岩城町	小〃	22	2	1	2	27
	中〃	13	1	0	1	15

由利町	小"	26	3	1	3	33
	中"	18	1	0	1	20
大内町	小"	37	3	1	3	44
	中"	26	2	0	2	30
西目町	小"	17	1	1	1	20
	中"	17	1	0	1	19
鳥海町	小"	30	3	0	3	36
	中"	18	1	1	1	21
東由利町	小"	24	3	0	3	30
	中"	13	1	1	1	16
大曲市	小"	122	9	2	9	142
	中"	63	3	0	4	70
神岡町	小"	24	2	1	2	29
	中"	13	1	0	1	15
西仙北町	小"	44	4	1	4	53
	中"	26	2	0	2	30
角館町	小"	57	5	0	5	67
	中"	24	1	1	1	27
六郷町	小"	26	2	1	2	31
	中"	17	1	0	1	19
中仙町	小"	50	4	0	4	58
	中"	29	2	0	2	33
田沢湖町	小"	39	3	1	3	46
	中"	36	3	0	3	42
協和町	小"	48	6	1	6	61
	中"	18	2	0	1	21
太田町	小"	31	3	0	3	37
	中"	17	1	1	1	20
南外村	小"	20	2	1	2	25
	中"	13	1	0	1	15
仙北町	小"	24	2	0	2	28
	中"	17	1	1	1	20
西木村	小"	26	3	2	3	34
	中"	20	2	0	2	24
千畠町	小"	29	2	1	2	34
	中"	21	1	0	1	23
仙南村	小"	28	3	0	3	34
	中"	19	1	1	1	22

横手市	小〃	122	7	3	8	140
	中〃	83	4	0	5	92
増田町	小〃	41	4	0	4	49
	中〃	21	1	1	1	24
平鹿町	小〃	50	4	0	4	58
	中〃	30	1	1	1	33
雄物川町	小〃	44	4	0	4	52
	中〃	21	1	1	1	24
大森町	小〃	37	4	0	4	45
	中〃	19	1	1	1	22
十文字町	小〃	45	4	1	4	54
	中〃	33	2	0	2	37
山内村	小〃	17	1	1	1	20
	中〃	14	1	0	1	16
大雄村	小〃	20	2	0	2	24
	中〃	14	1	1	1	17
湯沢市	小〃	123	9	3	10	145
	中〃	77	4	0	4	85
稻川町	小〃	44	4	0	4	52
	中〃	20	1	1	1	23
雄勝町	小〃	51	6	0	6	63
	中〃	20	1	1	1	23
羽後町	小〃	112	11	1	11	135
	中〃	46	3	0	3	52
東成瀬村	小〃	10	1	0	1	12
	中〃	12	1	1	1	15
皆瀬村	小〃	18	2	0	2	22
	中〃	9	1	1	1	12

- 1 イの記述せ 公表の印をもつて開示する。
 2 イの記述せもこの記述の記載が開示する。併せて、平成14年5月1日から平成14年5月31日までの期間に付与される。

人 才 选 技 术 术			
平成13年度秋田県職員採用試験公告			
人事委員会規則4 5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公表する。			
平成13年5月18日			
秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殿			
1 試験の種類及び程度	秋田県職員採用上級試験	大学卒業程度	
2 試験区分、採用予定人員及び職務内容			
試験区分	採用予定人員(人)	職務内容	容
行政	11	知事部局の課又は地方機関に勤務して行政事務に従事する。	
心理判定	2		
薬剤師	2		
管理栄養士	1		
化学生	4		
農学(一般)	2	知事部局の課又は地方機関に勤務して専門的技術業務に従事する。	
水産	1		
畜産	1		
林学	1		

総合土木	3
建築	1
機械	2
電気	2

企業局の課、発電事務所等に勤務して専門的技術業務に従事する。

3 給与

初任給は平成13年4月1日現在、原則として薬剤師及び管理栄養士は医療職給料表二級2号給(月額180,400円)、その他の職種は行政職給料表2級2号給(月額174,400円)が支給され、このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

次のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者(「管理栄養士」を除く。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

- (1) 行政、心理判定、化学、水産、林学、総合土木、建築、機械、電気、次のア、イのいずれかの要件を満たす者が受験できる。

ア 昭和47年4月2日から昭和55年4月1日までに生まれた者
 イ 昭和55年4月2日以後に生まれた者であって、大学(短期大学を除く。)を卒業したもの若しくは平成14年3月31日までに卒業する見込みのもの又は秋田県人事委員会が同等の資格があるものと認めるもの

(2) 薬剤師

(1)のア又はイの要件を満たす者で、薬剤師の免許を有するもの又は平成14年12月31日までに薬剤師の免許を取得する見込みのものが受験できる。

(3) 管理栄養士

(1)のア又はイの要件を満たす者で、管理栄養士の免許を有するもの又は平成14年12月31日までに管理栄養士の免許を取得する見込みのものが受験できる。ただし、日本の国籍を有しない者で就職が制限される在留資格のものは受験できない。

(4) 農学(一般)

(1)のア又はイの要件を満たす者で、改良普及員(農業経営)の資格を有するもの又は平成14年3月31日までに改良普及員の資格を取得する見込みのものが受験できる。

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日

平成13年6月24日(日)

イ 場所

秋田経済法科大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1
都道府県会館 東京都千代田区平河町二丁目6番3号

ウ 方法

大学卒業程度の教養試験、専門試験及び論文試験を行う。

エ 合格者の発表

平成13年7月6日(金)に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合

格者には書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日及び場所

平成13年7月下旬に、秋田市において行う。

イ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査及び身体検査を行う。

(3) 資格調査

(1) 受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

平成13年8月中旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

6 採用の方法及び予定期

(1) 方法

最終合格者は、試験区分ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。各任命権者は、提示された者たちから採用者を決定する。ただし、「薬剤師」、「管理栄養士」の最終合格者でこれららの免許を取得する見込みのものが平成14年12月31日までに各試験区分ごとに定める免許を取得できなかった場合及び「農学(一般)」、「畜産」の最終合格者で、改良普及員の資格を取得する見込みのものが平成14年3月31日までに当該資格を取得できなかつた場合には、それらの者は採用候補者名簿から削除される。

(2) 予定期

平成14年4月以降

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、県庁県民ホール、総合生活文化会館(アトリオン)、各地方部県民室、大館地区総合事務所、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及びAターンプラザ秋田において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成13年5月21日(月)から同年6月6日(水)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成13年6月6日(水)までの消印のあるものに限り、受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253)に行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

平成13年度警察官採用試験公告

人事委員会規則4-5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成13年5月18日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殿

1 試験の種類、区分及び実施機関

(1) 種類

平成13年度警察官採用試験

(2) 区分及び実施機関

試験区分	実施機関
警察官 A	秋田県、埼玉県、千葉県及び神奈川県の各人事委員会並びに警視庁
女性警察官 A	秋田県人事委員会

2 試験の程度及び採用予定人員

秋田県公試験

試験区分	程度	採用予定人員(人)				
		秋田県	埼玉県	千葉県	神奈川県	警視庁
警察官A	大学卒業程度	29	3	6	3	3
女性警察官A	大学卒業程度	6				

警察官Aの受験者は、第2志望まで選択できる。ただし、秋田県を第2志望とすることはできない。

3 職務内容及び給与

(1) 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全及び秩序の維持の任務に従事する。

(2) 紹介(平成13年4月1日現在の秋田県の例)

採用時	採用1年後
公安職給料表 1級7号給 (199,900円)	公安職給料表 1級9号給 (215,100円)

以上のはほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

試験区分	実施機関	年齢・性別	学歴				
			秋田県	埼玉県	千葉県	神奈川県	警視庁
警察官A	昭和47年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた男性	ア	学校教育法(昭和2年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成4年3月31日までに卒業する見込の者	イ	秋田市	イ	方法
	昭和47年4月2日から昭和55年4月1日までに生まれた女性	イ	人事委員会がアに該当する者と同等の学歴を有すると認める者	イ	秋田市	イ	方法

ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日 平成13年7月8日(日)

イ 場所 秋田経済法科大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1

ウ 方法 大学卒業程度の教養試験、論文試験及び身体検査を行う。

エ 合格者の発表 (ア) 警察官Aで志望が秋田県の場合及び女性警察官A 平成13年7月19日(木)に、県庁正面公告板等に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(イ) 警察官Aで志望が秋田県以外の場合 平成13年9月上旬に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日 (ア) 警察官Aで志望が秋田県の場合及び女性警察官A 平成13年7月下旬 (イ) 警察官Aで志望が秋田県以外の場合 平成13年9月中旬 イ 場所 ウ 方法 第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、身体精密検査及び体力検査を行う。

- (3) 資格調査
受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。
- (4) 最終合格者の発表
ア 警察官Aで志望が秋田県の場合及び女性警察官A
平成13年8月中旬に、県庁正面公告板等に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。
- イ 警察官Aで志望が秋田県以外の場合
平成13年12月上旬に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。
- 6 採用の方法及び予定期
- (1) 方法
最終合格者は、合格を決定した都県の警察官A採用候補者名簿及び秋田県女性警察官A採用候補者名簿に登載され、当該都県の監視総監又は警察本部長からの請求に応じて成績順に提示される。当該警視総監又は警察本部長は、提示された者の中から採用者を決定する。
- なお、平成14年3月31日までに大学等を卒業できなかった場合にはその者は採用候補者名簿から削除される。
- (2) 予定期
平成14年4月以降
- 7 受験手続
- (1) 受験申込書の交付
秋田県人事委員会事務局、秋田県警察本部警務課、県内の各警察署、県庁県民ホール、総合生活文化会館（アトリオン）、各地方部県民室、大館地区総合事務所、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及びAターンプラザ秋田において交付する。
- (2) 受験の申込み
受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県警察本部警務課又は県内の各警察署に提出すること。
- (3) 申込受付期間
日曜日及び土曜日を除き、平成13年5月21日（月）から同年6月6日（水）までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。
なお、郵送による申込みは、平成13年6月6日（水）までの消印のあるものに限り、受け付ける。
- 8 その他
(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局（秋田市山王四丁目1番2号 電話018（860）3253）、秋田県警察本部警務課（秋田

市山王四丁目1番5号 電話018（863）1111 内線2622～2624）又は県内の各警察署に行うこと。
(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

出 告 知			
ページ	四	三	二
平成13年5月18日(金曜日)受験のため 一	上	中	下
終わった かひ九 終わつ かひ八	秋田県内水面漁業調整委員会 が管理する公文書の公開 規則	秋田県内水面漁業調整委員会 が管理する公文書の公開 規則	秋田県内水面漁業調整委員会 が管理する公文書の公開 規則
出する規程			

平成十三年三月三十日(号外第六号)掲載の目次
秋田県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則

秋田県教育委員会行政文書管理規則

發行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千五百円

印 刷 所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX (863) 5050
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄号